

# 外国人特定技能制度に関する説明会 Q&A集

令和6年6月6日版

○特定技能外国人の雇用に関する質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の採用にあたり、その外国人の母国における交通違反状況は確認できますか。</li> </ul>	<p>登録支援機関等を通じて、当該外国人に対して、日本における運転記録証明書に相当する書類の提出を求めることにより確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力がN4レベルでは、漢字が分からない場合が多いと思いますが、どのように目的地までの指示、客先からの受取受領書等を外国人が判別したら良いでしょうか。</li> </ul>	<p>多くの場合、採用後も自社の具体的業務に即したOJTや日本語教育が必要になると思われます。 また、求人の際に、求める日本語能力レベルについてもよく検討してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人ドライバーがカーナビを使用して運行した場合で、カーナビのオペレーションに不備があったことにより事故が発生したときは、運送事業者は、ドライバーが日本人であった場合と同様の責任を負いますか。</li> </ul>	<p>外国人であるか日本人であるかにかかわらず、運送会社が負う責任は個別の事案ごとに判断されることとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動の期間が6か月とされていますが、雇用契約はどのような期間で締結すれば良いですか。仮に6か月とすると、特定技能への切替時に、外国人が同業他社に転職されてしまうおそれがありますが、このリスクを防ぐための雇用契約書のフォーマットをトラック協会で作成していただけますか。</li> </ul>	<p>特定活動・特定技能の両期間で雇用条件に差を設ける場合は、初回契約は6か月の有期雇用契約とすることが考えられますが、登録支援機関や人材紹介業者と相談して契約内容を決めてください。 なお、日本人の場合と同様、事業者側が外国人の転職や退職を禁止・制限することはできません。外国人ドライバーの転職や退職を防ぐための工夫についても、登録支援機関や人材紹介業者等に相談の上、検討してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一、雇用した外国人が行方不明になってしまった場合、責任の所在や、相談窓口はどのようになっていますか。</li> </ul>	<p>雇用した外国人が行方不明になった場合、これによって受入企業が直ちに責任を問われることはありません。 ただし、過去1年以内に受入企業の責めに帰すべき事由によって特定技能外国人が行方不明となっている場合は、その受入企業は特定技能外国人を雇用することができません。例えば雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や支援計画を適正に実施していない場合など、法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に行方不明となった場合は、受入企業の責めに帰すべき事由によって特定技能外国人が行方不明になったものとされます。 なお、雇用した外国人が行方不明になった場合は、14日以内に入管庁へ「受け入れ困難にかかる届出」を行わなければなりません。</p>

○免許制度に関する質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>外免切替によって普通免許ないし準中型免許を取得したあと、中型免許ないし大型免許に切り替えるには、2年ないし3年の運転経験期間を経過する必要自動車教習所で教習を受ける必要がありますか。</li> </ul>	<p>免許取得国での運転経験期間を加算して3年（2年）経過していれば、大型免許（中型免許）への外免切替申請ができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外免切替について、普通免許・準中型取得後に、大型免許を取得するまでどれくらいの期間が必要ですか。</li> </ul>	<p>同上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外免切替について、母国のどのような免許を日本のどのような免許に切り替えることができるのかを一覧にすることはできますか。</li> </ul>	<p>免許の種別・条件等は国・個人によってさまざまであり、また各国において免許制度が改正される場合も想定されるため、一覧を用意することは困難です。個別に都道府県公安委員会・運転免許センター等に確認してください。</p>

○在留期間に関する質問

(1) 特定活動に関するもの

	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動の期間が6か月とされていますが、6か月を経過する前に免許を取得した場合、特定活動の期間を満了する前にドライバーとして働かせることは可能ですか。</li> </ul>	日本の免許を取得すれば6か月を経過していなくても、在留資格を「特定技能」に切り替えて、ドライバーとして業務に従事させることができます。なお、「特定活動」期間中でも、ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外の業務に従事することはできません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動の期間中、車両の清掃など「運転業務以外」の業務を行わせることは可能とのことですが、荷役業務を行わせることも可能ということですか。</li> </ul>	当該事業所に雇用されているドライバーが通常従事する業務であれば可能です。

(2) 特定技能に関するもの

	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能の在留期間の5年には、特定活動の6か月を含みますか。</li> </ul>	含みません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能の在留期間が5年とされていますが、5年を超えて継続雇用することは制度上不可能ですか。</li> </ul>	在留資格「特定技能1号」の在留期間経過後は、活動制限のない在留資格（永住者、日本人の配偶者等）を取得しない限り、引き続きトラックドライバーとして雇用することはできません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能2号への移行は検討・予定されていますか。</li> </ul>	検討状況についてはお答えしかねます。

○制度・手続に関する質問

	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業では、受入企業は「特定技能受入計画」を作成し、国土交通省に対して認定申請を行う必要がありますが、自動車運送業では同様の手続が必要ですか。</li> </ul>	受入れ事業者が行う手続の詳細については、現在検討が行われています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>全日本トラック協会の説明資料中7ページ目に記載されている「労働局認証」とはどのようなものか、具体例を用いて説明してください。</li> </ul>	フィリピン独自の制度であり、フィリピン移住労働者省における、受入企業の登録申請や雇用契約書の確認等があります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に受け入れが始まるのは、いつ頃になりますか。</li> </ul>	第1回試験の実施時期については未定ですが、令和6年度中の実施を目指しているところです。合格者は早ければ令和7年の春から夏頃に入国できる可能性があります。

○特定技能協議会に関する質問

	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>全日本トラック協会説明資料中5ページ目等に記載されている「特定技能協議会」とは、具体的にどのような団体ですか。</li> </ul>	制度の適切な運用を図るため、産業分野ごとに分野所管省庁が設置するもので、関係省庁、受入企業、業界団体、登録支援機関等が構成員となります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能協議会に加入するための条件はありますか。</li> </ul>	詳細については現在検討が行われています。

○登録支援機関に関する質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>登録支援機関に支援を委託した場合、年間費用はおよそいくらかかりますか。支援機関によると思いますが、概算で良いので教えていただきたい。</li> </ul>	<p>令和6年5月10日開催「外国人特定技能制度に関する説明会」全ト協説明資料P17~18を参考にしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人材紹介業では、紹介業者が紹介した人材が早期に離職した場合、紹介業者から採用会社に返金する旨の特約が付されることがあります。特定技能制度において、登録支援機関が事業者で紹介した外国人が外免切替を完了できずに帰国した場合、返金される旨の特約はありますか。</li> </ul>	<p>登録支援機関でも早期退職に対する返金規定を設定しているところがあります。個別にご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>受入機関は、特定技能協議会の構成員となっている登録支援機関に支援計画の実施を委託することが求められています。全国に多数の登録支援機関が存在するところ、ある登録支援機関に支援の下相談を行おうにも、その登録支援機関が特定技能協議会の構成員となるかどうか不明である場合、相談をするのが難しい状況にあります（事前に相談をしても、その登録支援機関が協議会の構成員にならなければ意味がなくなってしまいます。）この点はいかに理解しておけば良いですか。</li> </ul>	<p>当該登録支援機関に対し、「自動車運送業の協議会の構成員となって、自動車運送業に関する支援を行う意向があるか」、事前に確認してください。</p>

○その他の質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>受入企業が外国人入国時の免許取得費用を負担し、その後まもなく外国人が転職した場合、その費用はどのように回収できますか。</li> </ul>	<p>日本人の場合であっても各社でルールを決めて免許取得費用を負担していると思いますので、基本的には同じルールで契約していただくことになります。ただしルールの内容によっては入管庁等から認められない旨の指摘を受ける可能性がありますので、登録支援機関等と相談して、必要があれば事前に入管庁等に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>技能評価試験とは、具体的にどのような試験ですか。</li> </ul>	<p>日本でトラックドライバーとして働くための基本的な知識等（日常点検、点呼、正しい積載方法、トラックの特性に合わせた運転方法、緊急時の対応等）に関する試験です。 詳細については今後、順次発表予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力試験・技能評価試験は、入国前に受験するのですか。その場合、外国人は母国で受験することができますか。</li> </ul>	<p>日本国外在住の場合、日本国外で両試験を受験することになります。技能評価試験がどの国で実施されるかはまだ決まっていません。日本語能力試験の受験については日本語能力試験公式WEBサイトで確認してください。  <a href="https://www.jlpt.jp/">https://www.jlpt.jp/</a></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力試験・技能評価試験は、いつ、年間何回の頻度で実施されますか。</li> </ul>	<p>同上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>技能評価試験のうち、「運行」「荷役」はそれぞれ合否がつかますか。つくとなれば、「運行」だけ合格した外国人を雇用することはできますか。</li> </ul>	<p>技能評価試験は、「運行」「荷役」それぞれの分野から出題されますが、全体について合否が判定されます。「運行」「荷役」それぞれで合否はつきません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の交通ルール、標識や信号等は漢字で記載されている事が多くありますが、多言語対応の予定はありますか。多言語対応するとすれば、どのような言語が用いられますか。</li> </ul>	<p>標識等の多言語化についての情報は把握しておりません。警察庁等にお問合せください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>運送事業者は、荷主の依頼により付帯作業を行う場合があります、漢字で表記してある棚に貨物を入れたり、カゴ台車を納場まで運んだりしています。この付帯作業のミスにより荷主に損害を与えると、運送事業者の責任が問われる場合があります、場合によっては契約を打ち切られるおそれもあります。外国人ドライバーの受入れに向けて、こうした商慣習の改善を荷主や客先に求めることはできませんか。</li> </ul>	<p>自社の業務の具体的な場面に即した教育の実施と同時に、必要に応じて荷主への説明と協力依頼を行う必要があります。 なお、荷主が契約にない付帯作業を行うことを要求したり、付帯作業のミスについて過剰に責任を追及したりする場合には、国土交通省の「トラックGメン」による是正指導の対象となる可能性や、独占禁止法等の禁止行為に該当する可能性があります。トラックGメンの相談窓口・目安箱が設けられていますのでご活用ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能外国人の採用に関して、全ト協の助成制度を創設する予定はありますか。</li> </ul>	<p>外国人の採用に特化した助成制度はありませんが、ドライバー等安全教育訓練促進助成制度、若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成制度等、日本人・外国人の区別なく申請いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>5月10日の「外国人特定技能制度に関する説明会」の配布資料はどこから入手することができますか。</li> </ul>	<p>以下のリンクにアクセスしていただき、説明会の録画映像（YouTube）を開き、動画概要欄のURLをクリックして入手してください。なお、最初に「広報とらっく」記載の会員パスワードを入力していただく必要があります。  <a href="https://jta.or.jp/member/ssw_seminar.html">https://jta.or.jp/member/ssw_seminar.html</a></p>